

大

宮古島市告示第 146号

宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 8 月 7 日

宮古島市長 座喜味 一幸



宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱の一部を改正する告示。

宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱(令和 5 年宮古島市告示第 134号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「(LED 電球を除く。)」の次に「、より省エネ効果が大い」を加える。

第 5 条第 3 号を次のように改める。

(3) 第 3 条第 3 号に規定する「より省エネ効果が大い」ことが確認できるもの

第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 購入した省エネ家電製品の製造番号が分かる資料又は写真

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 8 月 14 日から適用する。